

2022年 6月 1日
制定

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、学校法人日本女子大学（附属校園その他の教育・研究機関を含む。）（以下、「本学」という。）において、教職員等からの本学並びに本学の業務に従事する教職員及び役員についての法令等違反行為に関する通報又は相談の適正な処理の仕組みを定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、法令等違反行為の早期発見及び是正措置を講ずることをもって、本学の社会的信用の維持及び健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において各用語の定義は、次に定めるところによる。

- 1 「法令等違反行為」とは、本学並びに本学の教職員及び役員による法令に違反する行為（刑事罰・行政罰）又は本学が定める学内諸規程に違反する行為をいう。
- 2 「公益通報」とは、教職員等（次のいずれかに掲げる者をいう。以下同じ。）が不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、本学並びに本学の業務に従事する教職員及び役員について法令等違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を本法人の定める公益通報受付窓口に通報・相談（以下、「通報等」という。）することをいう。
 - (1) 本学の教職員（名称の如何を問わず本法人と雇用関係を有する者及び公益通報の日前1年以内に本法人との雇用関係を有していた者を含む）
 - (2) 本学の役員
 - (3) 本学に派遣されている労働者及び委託契約等に基づき本学で業務に従事する取引先の労働者（公益通報の日前1年以内にこれらの者であった者を含む）
 - (4) 委託事業に従事する委託先の役員
- 3 「公益通報者」とは、公益通報を行った教職員等をいう。

(他の規程等との関係)

第3条 次の各号に掲げる通報は、それぞれに定める規程等により対応する。

- (1) ハラスメントの申出 日本女子大学ハラスメントの防止・排除に関する規程
- (2) 公的資金研究費に係る通報 日本女子大学公的資金研究費の管理運営・監査規程
- (3) 研究活動上の不正行為に係る通報 日本女子大学研究活動における不正行為への対応に関する規則
- (4) 役員の懲戒に値する行為に係る通報 学校法人日本女子大学役員懲戒規程

(理事長の責務)

第4条 理事長は、本学の公益通報の処理体制を整備し、コンプライアンス推進における内部通報制度の意義・重要性に鑑み、継続的な評価・改善を行うことで、法令等違反行為の防止に努めなくてはならぬ

い。

(公益通報受付窓口)

第5条 本学は、通報等を受け付ける窓口として、内部監査室内に学内窓口を、本学が指定する第三者機関（本学の指定する法律事務所の担当弁護士を含む。以下、「外部機関」という。）に学外窓口を置く。

(通報等の方法)

第6条 公益通報等は、原則として氏名及び所属部署、連絡先等（以下、「氏名等」という。）を記入のうえ、文書又は電子メールにより行うものとする。

2 氏名等の記入がない通報等については、第8条4項、第9条5項及び第18条3項等に基づく公益通報者への通知ができない場合がある。

(不正目的通報の禁止)

第7条 通報者は不正の利益を得る目的、本学または第三者に損害を加える目的その他の不正の目的をもって、通報等を行ってはならない。

2 前項による通報等は、この規程の適用を受けない。

(通報等の処理の指示)

第8条 学内窓口において通報等を受けた担当者は、直ちにその旨を内部監査室長に報告しなければならない。

2 内部監査室長は、当該通報等が公益通報事案に該当するかの確認を行った上で、理事長にその内容を報告する。ただし、通報等された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

3 外部機関が通報等を受けた際には、公益通報事案に該当するかの確認を行った上で理事長にその内容を報告し、併せて内部監査室長に報告しなければならない。

4 理事長に報告後、内部監査室長は、公益通報者に通報等を受領した旨通知する。ただし、通報等された事実が存在しないことが明らかであるとき、または公益通報者が通知を望まない場合は、この限りではない。

(予備調査)

第9条 理事長は、通報等された法令等違反行為に係わる事実関係についての調査を実施するか否かの検討を行うために予備調査を行う。

2 理事長は、内部監査室に対し、予備調査に必要な範囲において、通報対象事実の確認、証拠資料の確保等の予備調査の開始を指示する。この場合において、内部監査室は、公益通報者及び利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しながら、関連部局の協力を求めることができる。

3 内部監査室長は、予備調査の結果を速やかに理事長に報告する。

4 理事長は、予備調査の実施に当たって、高度な専門性を要すると判断した場合は、顧問弁護士等の専門家に意見を求めることができる。

5 内部監査室長は、当該公益通報者に対し、予備調査の要否について通知する。ただし、当該内部通報者が通知を希望しない場合は、その限りではない。

- 6 予備調査において、当該通報等に係る事案の処理を第3条に定める他の規程等に委ねると判断された場合、その旨を各責任者へ連絡する。ハラスメントの事案については、ハラスメント防止対策委員会委員長（学内担当理事）に、公的資金研究費に係る事案については、通報最高管理責任者（学長）に、研究活動上の不正行為の事案については統括責任者（学長）にその旨を報告するものとし、役員の懲戒に値する事案については引き続き、理事長が引き継ぐものとする。

（公益通報調査委員会の設置）

第10条 理事長は、第9条の結果を受けて、当該通報等の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該通報に関する調査を開始するか否かを判断し、調査を実施する必要があると判断した場合は、公益通報調査委員会（以下、「調査委員会」という。）を設置し、委員を指名し、調査委員会に調査を開始させる。

- (1) 具体性又は特定性を欠き、調査の端緒とすることができない場合
- (2) 法令等違反行為に係るものでないことが明らかであり、通報等に該当しない場合
- (3) 当該通報等に係る事案の処理を第3条に定める他の規程等に委ねる場合

2 理事長は、調査委員会を設置するにあたり、第14条に該当しない理事より通報処理責任者を置く。

3 調査委員会は次の各号に掲げる者をもって構成する。

- | | |
|---------------------------------|------|
| (1) 通報処理責任者 | 1 名 |
| (2) 本学の理事 | 2名以内 |
| (3) 本学の局部長 | 2名以内 |
| (4) その他理事長が必要と認める本学の教職員または外部有識者 | 3名以内 |

4 調査委員会に委員長を置き、前項1号に掲げる者をもって充てる。

5 調査委員会委員は、1通報毎に委嘱する。

6 第3項の委員は、調査時又は調査の過程において、当該通報等に係る法令等違反行為の関与が疑われる場合、又は調査対象と利害関係を有する場合、その時点で、当該委員の資格を喪失し、以後の調査等について加わることはできない。

7 調査委員会は、過半数の出席によって成立する。

8 調査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、第11条第2号及び第3号については、全委員の過半数を必要とする。

9 調査委員会の事務は、内部監査室が担当する。ただし、通報内容によっては事前に理事長の承認を得て、内部監査室長は1通報ごとに事務担当チーム（以下、「チーム」という。）を組織し、調査委員会の事務にあたることができる。その際内部監査室長に事故等あるときは理事長がチームを組織する。

（調査委員会の任務）

第11条 調査委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 法令等違反行為の事実調査
- (2) 法令等違反行為の認定・評価
- (3) 是正措置及び再発防止措置に関する提案。なお、委員長は必要な場合には、外部機関の顧問弁護士等専門家の意見を求めることができる。

2 調査委員会の解散は、通報に関する事後確認の確認結果の報告の提出日とする。

(公益通報対応業務及び従事者)

第 12 条 内部監査室長は、公益通報等を受け付けて、通報対象事案の調査をし、是正措置の全部又は一部の業務（以下、「公益通報対応業務」という。）に従事する者で、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達させる者を従事者として定める。

2 前項に基づき従事者を定めた場合、内部監査室長は、当該従事者に対し、書面等によりその旨を通知するとともに、守秘義務に関する責任その他必要な事項を通知する。

(公益通報者の保護)

第 13 条 本学は、公益通報者が通報等を行ったことを理由として、当該公益通報者に対する解雇、労働者派遣契約の解除、減給、降格その他の不利益な取り扱いを行ってはならない。ただし、公益通報者が不正の目的をもって通報等を行った場合はこの限りではない。

2 本学の教職員及び役員は、公益通報者が通報等を行ったことを理由にして、当該公益通報者に対し、不利益な取り扱いや嫌がらせを行ってはならない。

3 本学は、公益通報者が通報等を行ったことを理由として、当該公益通報者の職場環境が悪化することのないよう、適切な処理を講じなければならない。

(利益相反関係の排除)

第 14 条 内部監査室その他従事者及び法令等違反行為を通報された者は、自らが関係する公益通報事案の処理に関与してはならない。この場合、理事長は代替する者を指名することが出来る。

(従事者等の遵守事項)

第 15 条 従事者又は従事者であった者は、正当な理由なく、公益通報対応業務に関して知り得た公益通報者を特定させる事項を漏らしてはならない。

2 従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。退職異動等でその職を離れた場合も同様とする。

(1) 公益通報者が特定されないよう配慮し、公益通報者を特定させる事項は、必要最小限の範囲でのみ共有すること。

(2) 公益通報者、被通報者（公益通報の対象となった者をいう。以下同じ。）及び調査協力者（調査に協力した調査対象部署及び関係の職員等をいう。以下同じ。）の信用、名誉、プライバシーに配慮すること。

(3) 常に公平普遍の態度を保持すること。

(4) 職務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らさないこと。

(公益通報者の守秘義務)

第 16 条 公益通報者は、通知された調査結果等の情報を正当な理由なく第三者に開示してはならない。

(調査への協力義務等)

第 17 条 本学の教職員及び役員は、内部監査室及び調査委員会から調査の協力を求められた場合、正当な理由なく、これを拒否してはならない。

- 2 第1項により調査の協力を求められた本学の教職員及び役員は、調査を受けるに当たっては、誠実に対応するものとし、虚偽及び事実の隠蔽など不適切な行為を行ってはならない。また、調査の内容を他に漏らしてはならない。
- 3 第1項により調査の協力を求められた本学の教職員及び役員は、調査の事実、質問内容、回答内容その他の調査によって知り得た情報を第三者に開示してはならない。

(是正措置・通知等)

第18条 通報処理責任者は、調査委員会の調査を終了した後、その結果を速やかに理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、調査結果により法令等違反行為が判明したときは、遅滞なく、調査委員会の提案を受けて、是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。
- 3 内部監査室長は、前項の措置が講じられた場合は、当該措置に関わる公益通報者に対し、適正な業務の遂行及び関係者のプライバシー等に配慮しつつ、その措置の内容を通知する。ただし、当該公益通報者が通知を希望しない場合は、この限りではない。

(処分等)

第19条 理事長は法令等違反行為の存在が明らかになった場合は、法令等違反行為に関与した者に対し、本学の学内規程に基づき処分等を行うことができる。

- 2 第9条の予備調査を開始し理事長に報告する前に、法令等違反行為に関与していた者が自ら通報を行った場合は、処分等にあたってその点を考慮するものとする。

(運用実績の開示)

第20条 内部監査室長は、公益通報受付窓口寄せられた通報等に関する運用実績の概要を適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、プライバシー等の保護に支障のない範囲において、本学の教職員及び役員に開示する。

(監督官庁等への報告)

第21条 調査等により法令等違反行為が判明したときは、理事長は、必要に応じて監督官庁等に対し、当該調査等の結果の報告を行う。

(事後確認)

第22条 内部監査室長は、是正措置及び再発防止措置の実施後、次に掲げる各号を適宜確認し、確認結果を理事長に報告しなければならない。

- (1) 公益通報処理の手続き等に問題がないこと。
- (2) 法令等違反行為の再発のおそれのないこと。
- (3) 是正措置及び再発防止策が機能していること。
- (4) 公益通報者に対し、通報等を行ったことを理由とする不利益な取り扱いが行われていないこと。

(公益通報に関する周知)

第 23 条 本学は本学の公益通報の仕組みやコンプライアンスの重要性、公益通報者保護法について、教職員及び役員に継続的な広報・研修を実施し、周知に努めなければならない。

(記録)

第 24 条 公益通報への対応に関する記録を作成し、対応終了後 5 年間保管するものとする。

(制度の改善等)

第 25 条 内部監査室長は、この規程に関する整備及び運用の状況等について定期的に評価・点検等を行うとともに必要に応じて理事長に改善策を提案するものとする。

(事務)

第 26 条 この規程に関する事務は内部監査室が行う。

(関係法令の適用)

第 27 条 本学における公益通報等の取り扱いに関し、この規程に定めのない事項は、公益通報者保護法その他関係法令に定めるところによる。

(改廃)

第 28 条 この規程の改廃は理事会の決議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、2022 年 6 月 1 日から施行する。